議案第９７号

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年渋川市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項の表中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に、「１００分の１３９．５」を「１００分の１４２．５」に、「１００分の６９．７５」を「１００分の７１．２５」に改める。

第２条　渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項の表中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に、「１００分の１４２．５」を「１００分の１４１」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理　由

　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第１条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案

（期末手当）

第６条　（略）

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
６か月	１００分の２３７．５
３か月以上６か月未満	１００分の１４２．５
３か月未満	１００分の７１．２５

３　（略）

現　　行

（期末手当）

第６条　（略）

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
６か月	１００分の２３２．５
３か月以上６か月未満	１００分の１３９．５
３か月未満	１００分の６９．７５

３　（略）

議案第９７号参考資料

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第２条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　正　案

（期末手当）

第６条　（略）

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
６か月	１００分の２３５
３か月以上６か月未満	１００分の１４１
３か月未満	１００分の７０．５

３　（略）

現　行

（期末手当）

第６条　（略）

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
６か月	１００分の２３７．５
３か月以上６か月未満	１００分の１４２．５
３か月未満	１００分の７１．２５

３　（略）